改正後	改正前
7　第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。 一　（略） 二　自衛隊の使用する船舶 三・四　（略）	7　第一項から第四項まで及び第六項の規定にかかわらず、次に掲げる船舶（第四項に規定する場合にあつては、第三号に掲げるものを除く。）は、これらの規定に定める船舶に含まれないものとする。 一　（略） 二　陸上自衛隊又は海上自衛隊の使用する船舶 三・四　（略）

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途） **第二条**　法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、自衛隊の使用する船舶とする。	（法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途） **第二条**　法第二条第二項の国土交通省令で定める特別の用途のものは、陸上自衛隊又は海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶とする。

附　則

この省令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○防衛省令第五号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第六条、第三十条の二第二項、第三十三条及び第百九条第三項、武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号）第六条第一項、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第四条第一項及び第二項、第十七条の四第三項及び第四項、第十七条の四の二第一項、第十七条の四の三第四項、第十七条の五第一項及び第二項、第十七条の五の二第三項、第十七条の六の三第二項及び第四項並びに第二十四条の六並びに自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第十三条、第二十条第四項及び第三十条の十五の規定に基づき、自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十一日

防衛大臣　中谷　元

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し、又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（栄誉礼） **第十三条**　［略］ 2　栄誉礼受礼資格者は、次の各号に掲げる者とする。 一～十四　［略］ 十五　陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び統合作戦司令官 十六・十七　［略］ （船舶の国籍を証明する書類等の様式） **第八十八条**　法第百九条第二項に規定する書類の様式は別表第八のとおりとする。	（栄誉礼） **第十三条**　［同上］ 2　栄誉礼受礼資格者は、次の各号に掲げる者とする。 一～十四　［同上］ 十五　陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長 十六・十七　［同上］ （船舶の国籍を証明する書類等の様式） **第八十八条**　法第百九条第三項に規定する書類の様式は別表第八のとおりとする。